令和7年度第1回京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 摘録

- **〇日時** 令和7年5月13日(火) 10:30~11:50
- 〇場所 京都市交通局 5 階 会議室 F G

〇出席者

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会委員4名 (吉松裕子委員、森智幸委員、井尾眞紀子委員、橋本修二委員)

〇公開・非公開の別 一部非公開

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため

〇次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 定足数確認
- 4 委員長等決定
- 5 事業概要の説明
- 6 審議事項
 - (1) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項
 - (2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法 について
- 7 次回の開催予定

〇配布資料

資料 1 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 委員名簿

|資料 2 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 配席図

資料3 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定に係る関係法令等

説明資料2 今和8年度における民間委託化の状況(予定)

審議資料1 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項(案)

審議資料 2 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準

及び選定方法について(案)

【議事内容】

1 開会

事務局から、本委員会は京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づく附属機関で、高速鉄道事業における駅職員業務受託事業者の選定に関する事項についてご審議いただくこと、及び、今回の選定委員会では今年度末に期間満了となる烏丸線8駅に係る駅職員業務の受託事業者選定において、「公募要項」と「事業者の審査基準及び選定方法」について審議いただきたいことを説明する。

2 委員紹介

資料1及び資料2に基づき委員を紹介。

3 定足数確認

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程(以下「委員会規程」という。)第4条第3項に基づき、会議は有効に成立することを確認した。

4 委員長等決定

委員会規程第3条第2項に基づき、吉松委員を委員長に選任した。続いて、 委員会規程第3条第4項に基づき、委員長に事故があった際の職務代理者として、吉松委員長が井尾委員を指名した。

5 事業概要の説明

事務局から、説明資料1、説明資料2をもとに説明。質問なし。

6 審議事項

(1) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項(案)について 事務局から審議資料1の説明を行った上で、審議を実施した。

<委員>

前回(令和2年度)の公募から、委託する駅数に変更はないのか。

<事務局>

委託対象駅は8駅であり、前回と同じである。

<委員>

5ページにある「6 応募までの手順 (1)公募要項説明会及び現場見学会 オ」にある参加者を2名以内としている理由は何か。多くの人に来てもらった方が良いのではないか。

<事務局>

見学会では、実際に現場で駅を見学してもらうが、駅務室等のスペースには限りがあることから2名としている。昨年度の見学会では3者から申込みがあり、計6名であったが、スペースにそれほど余裕は無かった。ただし、年々申込みされる事業者数も減少傾向にあるため、2名以上でも対応できるよう検討する。

(2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法(案) について

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため、審議は非公開とした。

事務局から審議資料2の説明を行った上で、審議を実施した。審議の結果、審査基準及び選定方法を決定した。

7 次回の開催予定

第2回委員会の開催予定について確認した。

また、第2回委員会は、事業者選定に係る審議となり、京都市情報公開条例 第7条において規定されている「法人活動情報」が含まれるため、非公開とす ることを確認し、閉会した。

以上